

2025年12月9日
みずほ信託銀行株式会社

令和7年青森県東方沖を震源とする地震による 被災者のみなさまに対する預金・融資等のお取り扱いについて

令和7年青森県東方沖を震源とする地震による被災者のみなさまには心よりお見舞い申しあげます。被害にあわれたお客様の預金・融資等のお取り扱いにつきまして、下記の通り対応します。

1. 被災者のみなさまに対する預金等のお取り扱いについて

預金等のお取り扱い	
対象店舗・お問い合わせ先	国内全店舗（※1）
預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください。 (ご本人であることを確認できる資料をご持参ください)
定期預金等の満期日前のお支払い等	ご相談ください。
その他	損傷した紙幣の交換など、今回の被害にあわれたお客様の状況に応じて、柔軟に対応させていただきます。
ご相談受付時間	月～金曜日 9:00～17:00（祝日振替休日を除く）（※2）

2. 被災者のみなさまに対する融資のお取り扱いについて

融資のお取り扱い	
本災害による被害を受けられた個人・法人のお客さまへの支援として、状況に応じお客様の便宜を考慮した対応をさせていただきます。（※3）	
お問い合わせ先	本店・全支店（トラストラウンジ・高松営業部を除く）
ご相談受付時間	月～金曜日 9:00～17:00（祝日振替休日を除く）（※2）

※1 出張所（トラストラウンジ・高松営業部）については、書類をお預かりし支店へ取り次ぐ手続きとなります（お手続き完了まで数日かかる場合があります）。

※2 窓口の営業時間は原則9:00～15:00です。15:00以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗にお問い合わせ願います。

※3 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上